

宅地を分譲します！ 横山地区宅地分譲募集

申込受付期間
8月10日～8月21日

区画図



区画番号	面積	地目	分譲価格
①	361.15㎡	宅地	1,697,405円
②	426.36㎡	宅地	2,003,892円
③	406.84㎡	宅地	1,912,148円
④	409.28㎡	宅地	1,923,616円
⑤	410.38㎡	宅地	1,928,786円
⑥	399.48㎡	宅地	1,877,556円

「大石田町定住促進助成金」
住宅を新築した場合の助成
最大200万円

アクセス情報

JR大石田駅まで、約1.8km

大石田中学校まで、約1.4km

スーパーマーケットまで、約2.1km

大石田町役場まで、約1.8km

全区画 6 区画分譲

1㎡あたり **4,700円**

※ 申込みには条件があります。
詳細はお問合せください。

現地周辺地図



お問い合わせは

大石田町役場 建設課

〒999-4112

山形県北村山郡大石田町緑町1番地（大石田町役場）定休日：毎週土日

問合せ時間：8時30分～17時15分

TEL 0237-35-2111

FAX 0237-35-2118



お申込みから宅地引渡までの流れ

申込受付

・令和8年8月10日から令和8年8月21日まで

【提出書類】

- ①宅地分譲申込書及び誓約書
- ②住宅に居住しようとする者すべての住民票
- ③申込者等納税義務のある者全員の納税証明書

分譲決定

・令和8年8月下旬ごろ

- ・町から申込者に宅地分譲申込結果通知書を送付します。
- ・分譲の可否について通知いたします。
- ・同一区画に複数の申込みがあった場合は抽選その他公正な方法により決定いたします。

分譲契約

・令和8年9月上旬ごろ

- ・町と申込者で分譲契約を締結いたします。
 - ・契約の際、契約にかかる印紙代及び分譲代金の10%を補償金として納付いただきます。
 - ・分譲代金完納後、宅地引渡手続きを行います。
 - ・町から買受人へ宅地分譲地引渡書を提出し、引き渡し後、町が速やかに登記手続きを行います。
- ※移転登記に要する登録免許税その他の費用については、買受人負担になります。

！＜申込条件等＞ 以下のすべての要件を備える者でなければならない。

- 1) 申込者自らの住宅を建築するための宅地を必要としている者
- 2) 分譲地に住民票を移すことを確約する者
- 3) 宅地の引き渡し後3年以内に住宅の建築に着手し、住宅の完成後に自ら居住する者
- 4) 分譲代金の支払い及び当該分譲地に住宅を建築するための資金の調達ができる者
- 5) 市町村民税の滞納が無い者
- 6) 申込者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者。また、暴力的不法行為及び公序良俗に反する行為を行わないこと。
- 7) 行政区の地区民として地域の活動に積極的に参加する意思を有すること。

※この度の宅地分譲は特別な事情として、以下の要件を別に定めます。

8) 最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトに伴う移転対象者であること。

＜分譲の条件等＞

分譲に当たっては次に掲げるすべての要件を備える者でなければならない。

- 1) 宅地を宅地以外の用途に使用しないこと。
- 2) 併用住宅の場合、店舗等の面積は、建築面積の2分の1以内とすること。
- 3) 宅地の売払いを受けた日から10年以内は町長の許可なく他に転売、貸付け若しくは所有権移転をしないこと。ただし、災害、転勤、病気や事故による家族の事情、相続、同一家族間の継承により当該権利が移転する場合、滞納処分、強制執行、土地収用法等による所有権移転登記は除く。
- 4) 土地の管理及び住宅等の建築にあたっては、当該地域の風致景観を損なう事の無いよう配慮すること。
- 5) この告示又は売買契約書の条項に違反しないこと。
- 6) その他町長が特に定める事項に違反しないこと。

大石田町定住促進助成金

【住宅を新築した場合最大200万円】

基本助成額：100万円

建築主加算（建主が50歳未満又は移住者）：50万円

子育て世代加算（子育て又は新婚世帯）：30万円

町内業者加算（町内業者と新築工事契約した方）：20万円